

に対する回答

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

- (1) 「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題した、被差別部落の地名などが記載されたこの書籍は、「出版の自由」、「表現の自由」の範疇を逸脱するものであるとともに、明らかに差別目的であり、部落差別を助長するものと考えますが、高知県として
の見解を明確にされたい。

川崎市の出版社が、「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題する書籍（以下「当該書籍」という。）を本年4月1日から販売するとしてインターネットで予約の受付を開始したが、貴団体等による出版禁止等仮処分命令の申し立てを受けた横浜地方裁判所が、本年3月28日その仮処分を認める決定をしたものと承知しています。

県は、当該書籍の詳細な内容は把握しておりませんが、出版禁止命令がなされた経緯等を踏まえ、当該書籍の内容には相当の問題があったものと受け止めています。

なお、当該書籍が、出版社が喧伝する全国の被差別部落の所在地や名称などを記載したものであれば、同和問題に係る不当な差別的取扱いを助長、誘発するものであり、人権擁護上看過できない、また、あってはならないことであると考えます。

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

- (2) 「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」の作成・販売が、差別を拡散し助長する恐れのある書籍であることから、高知県内で、この書籍が販売されないよう関係機関への取り組み要請など、最善の方策を図られたい。

当該書籍の販売につきましては、貴団体等の迅速な対応により、販売予定日前に出版禁止等仮処分命令がなされたことにより、販売には至っていないものと承知しています。

また、今回の貴団体の申し入れにつきましては、高知地方法務局に情報提供するとともに、当該事案に関する今後の対応及び情報提供について要請を行ったところです。

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

- (3) この書籍の作成・販売が、差別目的であり、部落差別を助長するものだと認識したうえで、作成・販売の規制について、国に要請されたい。また、インターネット上に掲載される被差別部落の地名一覧についても、根絶にむけた法的規制を国に求められたい。

国における法的規制につきましては、自民党をはじめとする与野党が「部落差別の解消の推進に関する法律案」を国会に共同提出し、現在、継続審議されていると承知しています。

また、県におきましても、これまでに全国知事会を通じて、インターネットを利用した差別表現の流布などを事例に挙げて、実効性のある人権救済制度の確立を国に要望してきているところです。

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

- (4) 高知県において、「同和地区の所在地一覧および同和地区を特定するための情報を提供または教示しないこと」などを明記した部落差別を規制する条例（仮称）の検討をすすめられたい。

同和問題に係る法令による規制につきましては、現在、国会において「部落差別の解消の推進に関する法律案」が継続審議されておりますので、まずは、同法案の今後の動向を注視していきたいと考えています。

「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

- (5) 「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」の作成・販売に関与している鳥取ループおよび示現舎に対しての抗議の申し入れをされたい。

当該出版社等につきましては、特定地域の地名等を同和地区であるとしてインターネット上に掲載しているとして、既に、管轄する東京法務局が人権侵犯事件調査処理規程に基づく人権侵犯事件として立件し対応した事案であると承知しています。